

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-5
提出年月日	令和5年4月14日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230322-17	1	(とりまとめた資料p3) ③大飯との相違点を掲げつつ「大飯と同様」となっているため、泊と同様な設備のないプラントとの比較を記載すること。	R5.3.22	本日回答		代替格納容器スプレイポンプの水源を補助給水ピット（復水ピット）とできることが同様との意図で「大飯と同様」と記載していたが、相違理由欄の記載として相応しくなかった。このため、泊3号炉と同様に充てんポンプ（充てん／高圧注入ポンプ）の水源として補助給水ピット（補助給水タンク、復水タンク）を使用できる設備とはせず、燃料取替用水ピット（燃料取替用水タンク）のみを水源としているプラントを相違理由に記載した。	資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)』 p.とりまとめた資料-3	
230322-18	2	(1.8-10ページ) 「原子炉格納容器下部への注水」「…下部注水」が混在しているので、全般的に適正化を図ること。	R5.3.22	本日回答		「原子炉格納容器下部への注水」及び「原子炉格納容器下部注水」の混在について、「原子炉格納容器下部への注水」に用語統一することとし、資料を修正した。	資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)』 p.1.8-1,2,5,10,14,15,19,33,52,95~107 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)』 p.とりまとめた資料-2,3,8 p.1.8-1,2,4,7,10,11,14,26,52,98~106	
230322-19	3	(1.8-55ページ) 「格納容器スプレイ系の弁」との記載に關し、「…設備」「…系」「…系統」の使い分けについて全体的に整理すること。	R5.3.22	本日回答		「…設備」、「…系」及び「…系統」の使い分けについて、泊3号炉では以下のとおり整理することとした。 ●原則として設備名称（「○○設備」）を用いるが、資料中の文脈に応じて適切な記載となるよう次のとおり使い分ける。 ⇒「○○設備」：対象を設備として記載する場合に用いる。 ⇒「○○系」：「○○設備」と表現するのは馴染まない場合に用いることとし、主に技術的能力における操作手順や系統構成に係る記載に用いる。 (例：「○○系の減圧」) ⇒「○○系統」：原則として用いないこととするが、次のような場合には用いることがある。 ・設置許可基準規則の条文要求等の用語をそのまま記載する場合 (例：技術的能力に係る審査基準1.0の要求事項「通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等」に対応する記載等) ・一般的な用語として記載する場合 (例：「系統構成」、「系統図」) ・多重化された複数の機器等を表す場合 (例：「○○設備を2系統」)	資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)』 p.1.8- 43,47,50,56,119,121,124,126,128,130,132,134,136 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)』 p.1.8- 38,42,45,55,117,119,122,124,126,128,139,141,143	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定期
230322-20	4	(1.8-14ページ) 泊：原子炉下部キャビティ室、大飯：原子炉キャビティとなつている。最新のPWR審査実績を踏まえ、適正化を図り説明すること。	R5.3.22	本日回答		最新のPWR審査実績を含めた先行PWRプラントの記載状況を確認したところ、すべてのプラントにおいて「原子炉下部キャビティ」の記載としていたため、最新のPWR審査実績を踏まえ、泊3号炉においても「原子炉下部キャビティ」に修正することとした。	資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)』 p. 1.8-4, 19, 35, 53 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)』 p.とりまとめた資料-6, 8 p. 1.8-4, 14, 29, 52	
230322-21	5	(1.8-20ページ) 中段の「溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する・・・」の記載について、女川2号炉の審査実績を踏まえ、「原子炉容器への注水・・・」に適性化することとした。	R5.3.22	本日回答		「溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する・・・」の記載について、女川2号炉の審査実績を踏まえ、「原子炉容器への注水・・・」に適性化することとした。	資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)』 p. 1.8-27 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)』 p. 1.8-20	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。